

事務連絡
令和2年1月17日

各都道府県地方創生担当部局
各都道府県市町村担当部局 御中
各政令指定都市地方創生担当部局

令和2年度地方大学・地域産業創生交付金に係る申請等について
【新規申請分（通常の申請枠）】

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方大学・地域産業創生交付金（以下「本交付金」という。）は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金として、令和2年度当初予算においては72.5億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金（22.5億円）及び地方創生推進交付金活用分（50億円）の合計）を計上しています。

ついては、令和2年度の通常の申請枠での計画の認定申請及び本交付金の交付申請を検討されている地方公共団体におかれましては、下記の内容を御確認の上、本交付金に係る実施計画（以下「実施計画」という。）の提出等について、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度の様式から変更がありますので、必ず別添の最新の様式を使用ください。

新たな申請枠（「令和2年1月17日付事務連絡 令和2年度地方大学・地域産業創生交付金に係る申請等について【新規申請分（新たな申請枠）】」参照）に応募される場合は、重複して本申請枠への応募はできませんので、御留意ください。

また、各都道府県市町村担当部局におかれましては、管内の市町村にも本件についてお知らせいただきますようお願いいたします。なお、本件について、市町村からの事前相談や申請等は、内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）が直接受け付けることとしております（地方創生推進交付金等と異なり、都道府県を介していただく必要はありません）。ただし、都道府県及び市町村が同一の区域を含んだ各々の計画を別に策定する場合に必要な調整を行うため、当該市町村は計画の策定及び申請に当たり、当該都道府県と適宜情報の共有を図るなどして御対応いただきますようお願いいたします。

記

I. スケジュールについて

計画の認定及び本交付金の交付の決定までのスケジュールは、下表のとおりです（今後、変更する可能性もあります）。各プロセスの手續等に係る詳細は、Ⅲ以降を御参照ください。

事前相談受付期間	令和2年1月17日（金）～4月3日（金） （面談での相談は、原則4月8日（水）までに実施。メールでの相談は、原則4月10日（金）までに回答。）
実施計画の提出【②関係】受付期間	4月13日（月）～4月17日（金）12時 ※申請等を御検討されている地方公共団体のうち、事前に電子ファイルの送受信テストを希望される場合は、送受信テストの準備のため、4月10日（金）までに事務局までメールで御一報ください。
審査期間 （評価委員会による評価を含む）	4月中旬～7月下旬頃 （書面評価：4月中旬～5月中旬頃） （現地評価：5月中下旬頃～6月上旬頃） （面接評価：6月中下旬頃）
内示	7月上旬頃
計画の認定申請【①関係】及び本交付金の交付申請【②関係】受付期間	7月下旬頃
計画認定及び交付決定	8月上中旬頃

II. 計画及び実施計画の作成について

①計画の作成

法に基づく計画については、法、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号。以下「施行規則」という。）及び法第4条第1項の基本指針（平成30年6月1日内閣総理大臣決定）を踏まえ、法に基づき地方公共団体が組織する、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「推進会議」という。）において計画の案を作成・協議した上で、当該地方公共団体において作成いただきますようお願いいたします。

※本交付金への応募前に推進会議において計画案を作成・協議し、当該地方公共団体は推進会議が作成する案に基づいて計画を定めておく必要がありますが、計画は審査を経て採択候補となった地方公共団体のみ提出いただくこととしますので、②の実施計画の提出時には提出不要です。

②実施計画の作成

実施計画については、地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成30年6月1日付け府地事第245号）及び令和2年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて（令

和2年1月17日以内閣府地方創生推進事務局)のほか、別添関係資料を御確認の上、作成いただきますようお願いいたします。

Ⅲ. 事前相談について

事前相談受付期間は、令和2年1月17日(金)から4月3日(金)までとします。事前相談は、面談又はメールにより、以下の要領で実施します。受付期間以降に申し込まれたものについては、対応できませんので、お早めに御連絡ください。なお、面談、メールいずれも御相談の回数の制限はありません。

○面談(TV会議による面談を含む)での事前相談について

- ・ 受付期間 : 令和2年1月17日(金)～4月3日(金)
- ・ 実施期間 : 令和2年1月22日(水)～4月8日(水)
各10時～12時、13時～18時
- ・ 場所 : 【事務局に來訪いただく場合】中央合同庁舎8号館7階 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内(東京都千代田区永田町1-6-1)
- ・ 形式 : 個別面談形式(30分～1時間程度。関係資料を持参又は送付ください。)
- ・ 申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、希望形式(事務局での面談又はTV会議)、対応可能な時間帯、御連絡先及び御参加予定者を御登録ください(複数の時間帯を御登録ください。また、可能な限り大や産業界の御担当者も御同席願います)。
- ・ 申込締切り : 面談希望日(最も早い日程)の3営業日前(申込を受け付け次第、随時、面談日時を御連絡します)。ただし、先約で埋まっている場合は対応できません(メールでの対応となります)ので、お早めにお申込みください。
- ・ 備考 : 当事務局が委託する専門調査機関(以下「調査機関」という。)の担当者が同席する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
TV会議は、Skype for Businessにより実施します(Webブラウザが使用できる環境であれば、専用のソフトウェア等は基本的に不要です)。

○メールでの事前相談について

- ・ 受付期間 : 令和2年1月17日(金)～4月3日(金)
- ・ 回答期間 : 原則として、4月10日(金)までに随時回答します。
- ・ 申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、具体の相談・質問事項をお送りください(可能な限り、関係資料を添付ください)。
- ・ 備考 : 回答等に当たり、調査機関へ資料等を提供する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、個別の計画等の審査は、審査期間において、有識者で構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)による複層的な評価を踏まえ実施しますので、事前相談において、採択の可否についてお答えすることはできません。あくまで制度に関する御質問への回答や、御検討内容に関する助言等をお伝えする場としてお考えください。

IV. 計画の認定申請及び実施計画の提出について

(I) 実施計画の提出に際して提出いただくもの(提出期限: 令和2年4月17日(金)12時)

実施計画については、**令和2年4月13日(月)から4月17日(金)12時までに提出を受け付けます。**(この時点で①の法に基づく計画の提出は不要です。)

期限後に申請等された場合には一切受け付けることができませんので御留意ください。

○申請等資料について

実施計画の提出に際しては、以下の資料を提出してください。事務局からの依頼の無い限り、その他の資料については添付しないようお願いします。

【実施計画の提出関係】

1. 実施計画【別紙1-1】

2. 概要説明資料【別紙2】

3. 実施計画別添様式【別紙1-2】

様式1-1、1-2、1-3 事業費整理表(財源別、事業別、経費区分別)

様式1-4 実施計画整備対象施設の施設整備計画(整備対象施設毎に作成)

様式2 大学要件チェックシート(大学別に作成)

様式3 事業者等概要(事業者等別に作成)

様式4-1 事業責任者略歴等

様式4-2 中心研究者略歴等(中心研究者毎に作成)

様式4-3 招へいするトップレベル人材略歴等(トップレベル人材毎に作成)

様式5-1 地方公共団体の負担見込み

様式5-2 大学の自主財源による執行見込み

様式5-3 事業者等の負担見込み

様式6-1 特許・ライセンス契約リスト

様式6-2 共同研究契約リスト

様式7 既存の補助金等の申請・採択実績(平成27年度～)

4. その他添付資料

1) 当該地域の現状分析にかかるバックデータをまとめた資料

2) 推進会議の規約及び当該会議における協議の概要

3) 推進会議に参画する、高等専門学校・専門学校、金融機関、その他機関の概要
(機関毎に作成)

5. 事前チェックシート【別紙3】

○申請等方法について

申請等は、下記メールアドレスへの電子メールによる受付のみとさせていただきます。

申請等を御検討されている地方公共団体のうち、事前に電子ファイルの送受信テストを希望される場合は、送受信テストの準備のため、4月10日(金)までに事務局までメールで御一報ください(その時点までに資料を御用意いただく必要はありません)。

〔メール送付先〕

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当
sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

〔ファイル名〕

申請等に当たっては、全ての提出資料を PDF 形式にした上で、「実施計画の提出関係」として1つの ZIP ファイルにまとめてメール送信ください。

ZIP ファイルにまとめる個々の PDF ファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+地方公共団体名+_（半角アンダーバー）+大学」とし、ファイル名の最後に「（申請等書類の名称）」としてください。

〔例〕 ZIP ファイル名：「01000_北海道_大学（実施計画の提出関係）.zip」

PDF ファイル名：「01000_北海道_大学（実施計画）.pdf」

PDF ファイル名：「01000_北海道_大学（様式2（〇〇大学））.pdf」

PDF ファイル名：「01000_北海道_大学（様式4-2（〇〇教授））.pdf」

PDF ファイル名：「01000_北海道_大学（2）推進会議規約・協議概要）.pdf」

PDF ファイル名：「01000_北海道_大学（事前チェックシート）.pdf」など

（Ⅱ）法に基づく計画の提出に際して提出いただくもの（提出期限：7月下旬頃想定）

①の法に基づく計画の提出時期等については、採択候補となった地方公共団体に対して改めて御連絡しますが、以下資料の提出が必要になりますので、御留意ください。

○申請等資料について

法に基づく計画の提出に際しては、以下の資料を提出してください。事務局からの依頼の無い限り、その他の資料については添付しないようお願いします。

【計画の認定申請関係】

1. 認定申請書（鑑）【施行規則別記様式第1】
2. 計画本文【施行規則別記様式第1】
3. 添付書類の一覧（目次）
4. 区域の図面
5. 工程表及びその内容を説明した文書
6. 地方版総合戦略の該当箇所抜粋
7. 推進会議の規約及び当該会議における協議の概要（※【実施計画の提出関係】と共通）

また、審査の過程において（Ⅰ）で提出いただいた資料に変更が生じた場合は、関係資料の修正版の提出も必要になりますので、御留意ください。

○申請等方法について

申請等は、下記メールアドレスへの電子メールによる受付のみとさせていただきます。

ただし、上記1. 認定申請書（鑑）については、スキャナー等で電子化したファイルを他のファイルとともにメール送信いただくとともに、原本を事務局まで郵送にて別途提出してください。

〔メール送付先〕

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

〔ファイル名〕

申請等に当たっては、全ての提出資料を PDF 形式にした上で、「計画の認定申請関係」資料として1つの ZIP ファイルにまとめてメール送信ください。

ZIP ファイルにまとめる個々の PDF ファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+地方公共団体名+_（半角アンダーバー）+大学」とし、ファイル名の最後に「（申請等書類の名称）」としてください。

（例）ZIP ファイル名：「01000_北海道_大学（計画の認定申請関係）.zip」

PDF ファイル名：「01000_北海道_大学（認定申請書（鑑））.pdf」

PDF ファイル名：「01000_北海道_大学（計画本文）.pdf」など

〔認定申請書（鑑）の郵送先〕

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内

地方大学・地域産業創生交付金担当

V. 審査について

内閣総理大臣は、評価委員会による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定し、本交付金の交付決定を行うこととしています。

評価委員会においては、書面評価、現地評価（サイトビジット）、面接評価（プレゼンテーション）などを行い、複層的な評価を実施します。なお、評価委員会における評価に先立ち、調査機関において、各地域の申請内容等に関して、専門的観点からの調査を実施することとしています。当該調査機関は、各地域の自己分析の妥当性や KPI の実現可能性等に関する所見を作成し、これを評価委員会における評価の補助資料とする予定です。

○書面評価について

4月中旬～5月中旬頃に実施する予定です。申請内容等について、評価委員会の委員による書面評価を行います。申請多数の場合は、書面評価の結果を踏まえ、現地・面接評価を行うものの数を限定する場合があります。

○現地評価について

書面評価の実施後、**5月中下旬から6月上旬頃において、各地域半日～1日程度の日程で現地評価を実施する予定**です。現地評価は、有識者委員が、各申請地域の関係施設等を訪問して行います（事務局及び調査機関の担当者等も随行します）。日程調整及び現地評価の進め方の詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

現地評価においては、事業責任者や中心研究者等を中心に御対応いただきますようお願いいたします。なお、後述の面接評価において、議会对応等の特段の事情により、首長が御対応できない場合は、原則として、現地評価において首長に御対応いただきますようお願いいたします。

○面接評価について

現地評価の実施後、**6月中下旬頃において、各地域1時間程度、面接評価を実施する予定**です。面接評価は、東京都千代田区周辺において、評価委員会が実施します（事務局及び調査機関の担当者等も同席します）。日程調整及び面接評価の進め方の詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

評価のポイントである首長のリーダーシップや事業責任者の適切な関与等を確認するため、原則として、面接評価は首長及び事業責任者、中心研究者等に御対応いただきますようお願いいたします。首長が議会对応等の特段の事情により面接評価に御対応できない場合は、代理者により御対応いただくことも可能としますが、その場合は、原則として、現地評価において首長に御対応いただきますようお願いいたします。

※審査の過程において、必要に応じて、事務局又は調査機関から、追加の資料の御提出等をお願いする場合がありますので、可能な限り御対応いただきますようお願いいたします。

※評価委員会は毎年度設置することとしており、外部からの働きかけを防ぎ、公平・公正な立場から評価いただくため、令和2年度の交付決定までは委員名を非公表とする予定です。なお、委員名を非公表としている間に、現地評価（サイトビジット）や面接評価（プレゼンテーション）等を通じ、申請団体又はその関係者が何らかの形で個別の委員名を知ることとなった場合においても、委員への働きかけはお控えください。

VI. 審査の観点について

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針（平成30年6月1日内閣総理大臣決定）」に定める基準を満たしているかということを中心に審査をさせていただきますが、実施計画等の作成にあたっては以下の観点を中心に御検討ください。

- ・ 事業が世界レベルのものを目指しており、「産学官金」の連携で地域に特色ある産業クラスターができるか
- ・ その上で、特色ある大学づくりと地元の若者の雇用創出が期待できるか
- ・ その中で、中核となる企業が将来の自らのビジネスとして相応のリスクをとって大学や

- 地域の中小企業を引っ張っているか
- ・ 事業で強化する大学の研究機能が明確であり、人材面・予算面で将来の自立性が明確になっているか
 - ・ 事業を推進する責任者が明確になっていて本気度がどうか
- 申請様式に、各項目に記載いただきたい事項について付記しておりますので御確認ください。

VII. 計画の認定及び本交付金の交付決定について

計画認定及び交付決定は、8月上中旬頃の予定です。交付決定の内示は、7月上旬頃となる予定です。内示後の手続の詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

VIII. その他

<様式等一覧>

- 別紙 1-1 : 令和2年度地方大学・地域産業創生交付金実施計画 本体【新規申請用】
 別紙 1-2 : 同 様式 1~7 (一式)
 別紙 1-3 : 同 記載要領
 別紙 2 : 概要説明様式 (通常の申請枠)
 別紙 3 : 地方大学・地域産業創生交付金実施計画等事前チェックシート (新規申請用)

<関係資料一覧>

- 別添 1 : 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則
 別添 2 : 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針
 別添 3 : 地方大学・地域産業創生交付金制度要綱
 別添 4-1 : 地方大学・地域産業創生交付金交付要綱
 別添 4-2 : 同 別記様式
 別添 4-3 : 同 別紙様式
 別添 5 : 令和2年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて
 別添 6 : 令和2年度地方大学・地域産業創生交付金の評価基準
 別添 7 : 地方大学・地域産業創生交付金に関するQ & A
 別添 8 : 研究活動における不正行為への対応指針
 参考 : 地方大学・地域産業創生交付金事業の概要

<問い合わせ先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

メール : sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

電話 : 03-6257-1405

担当：矢野、吉元、宍戸、片貝

※本件に関する問合せや、事前相談の申込み等については、情報、回答の統一的整理のため、原則として、メールで御連絡いただきますようお願いいたします。

※メールを受信した旨は、原則として、翌営業日までにお知らせします。翌営業日まで受信の連絡が無い場合は、必ず事務局に御確認ください。